

鋼 船 規 則

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産，
貯蔵，積出し設備

鋼船規則 PS 編

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 規則 第 4 号
2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議
2013 年 9 月 24 日 理事会 承認
2014 年 2 月 21 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備

6 章 防火構造、脱出設備及び消火設備

6.4 消火設備

6.4.2 を次のように改める。

6.4.2 固定式甲板泡装置

- ~~-1. 固定式甲板泡装置は、R 編 34 章の規定に適合しなければならない。なお、浮体施設は載貨重量 4,000 トン以上のタンカーとみなす。~~
- ~~-2. 前-1.の固定式甲板泡装置に備える泡放射器は、R 編 10.2.3-1.の規定に適合するホースを有するものでなければならない。~~
 - ~~-1. 泡を放出するための装置は、原油タンク頂部の甲板区域の全域及び頂部の甲板が破損している原油タンク内に泡を放出する能力を有するものでなければならない。~~
 - ~~-2. 固定式甲板泡装置は、容易、かつ、迅速に操作することができるものでなければならない。この装置の主制御場所は、原油エリアの外部の適当な場所であって、居住区域に隣接し、かつ、保護される区域内の火災の際に迅速に近づいてこの装置を操作することができる場所に設けられなければならない。~~
 - ~~-3. 泡溶液の供給率は、次の(1)から(3)までのうち最も大きい率以上としなければならない。~~
 - ~~(1) 原油タンク頂部の甲板面積 1m^2 当たり 0.6l/min 。この場合において、原油タンク頂部の甲板面積は、浮体施設の最大幅に原油タンク区域の浮体施設の縦方向の合計長を乗じたものとする。~~
 - ~~(2) 最大の水平断面積を有する原油タンクの水平面積の 1m^2 当たり 6l/min~~
 - ~~(3) 最大のモニタの前方にあってそのモニタによって保護される甲板面積の 1m^2 当たり 3l/min 。ただし、 $1,250\text{l/min}$ 未満としてはならない。~~
 - ~~-4. 前-3.(1)、(2)又は(3)に定める泡溶液の供給率の最も大きい率を用いた場合において、固定式イナートガス装置を備えている 6.1.1 1.の浮体施設については少なくとも 20 分間、また、固定式イナートガス装置を備えていない浮体施設については少なくとも 30 分間の泡の発生を確保するために十分な泡原液が供給されなければならない。泡の膨脹率（発生した泡の容積の供給された水と泡原液との混合溶液の容積に対する比率）は、原則として 12 倍を超えてはならない。固定式甲板泡装置が本質的に低膨脹の泡を発生するものであるが膨脹率が 12 倍をわずかに超える泡を発生する場合には、利用可能な泡溶液の量は、12 倍の膨脹率の固定式甲板泡装置の場合と同様に計算する。中膨脹率の泡（膨脹率が 50 倍から 150 倍までの範囲のもの）を使用する場合には、泡の放出率及びモニタの容量は、本会の適当と認めるところによる。~~

- ~~5. 固定式甲板泡装置からの泡は、モニタ及び泡放射器によって供給されなければならない。各モニタは、前 3.(1)及び(2)の規定により要求される泡溶液の供給率の少なくとも 50%に相当する供給率で泡を放出することができるものでなければならない。~~
- ~~6. モニタの数及び位置は、前 1.の規定に適合するものでなければならない。モニタの容量は、モニタの前方にあってそのモニタによって保護される甲板面積の 1m^2 当たり少なくとも 3l/min とする。この容量は、 $1,250\text{l/min}$ 未満としてはならない。~~
- ~~モニタからその前方の保護区域の最遠端までの距離は、無風状態におけるモニタの放出距離の 75%に相当する距離以下でなければならない。~~
- ~~7. モニタ及び泡放射器用ホース連結栓は、船尾楼前端的左右両舷又は原油タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両舷に配置しなければならない。~~
- ~~8. 泡放射器は、消火作業における行動の自在性を与えるために、及びモニタの放出する泡の及ばない場所の保護をするために備えなければならない。泡放射器の容量は、 400l/min 以上とし、また、無風状態における泡放射器の放出距離は、 15m 以上としなければならない。泡放射器の数は、4 個以上とする。泡の主放出口の数及び配置は、少なくとも 2 個の泡放射器からの泡が原油タンク頂部の甲板区域全域に放出できるようなものでなければならない。~~
- ~~9. 泡主管及び甲板泡装置の一部分である消火主管には、各モニタの位置のすぐ前方に、消火主管が損傷した場合に、その損傷部分を遮断するための弁が取付けられなければならない。~~
- ~~10. 固定式甲板泡装置が要求される放出率で作動する場合において、消火主管から、同時に、要求される圧力で要求される条数の射水が得られなければならない。~~
- ~~11. 泡原液は、本会の適当と認めるものでなければならない。~~
- ~~12. 泡放射器は、R 編 10.2.3 1.の規定に適合するホースを有するものでなければならない。~~

附 則

1. この規則は、2014 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。